

告示

埼玉県告示第千五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年九月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

バナーズビル

埼玉県本庄市本庄二丁目三番地六号外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 五四〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 五七一台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一六〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一九四台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 五二二平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 四五一平方メートル

廃棄物保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 六八立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 四五立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社ベルク 午前八時から翌午前二時

株式会社LIXILビバ 午前七時から午後九時

その他の小売業者 午前九時から午後十時

（変更後）株式会社ベルク 午前八時から翌午前二時

株式会社LIXILビバ 午前七時から午後九時

その他の未定の小売業者 午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）第一駐車場 午前六時三十分から翌午前二時三十分

第二駐車場 午前六時三十分から午後十時

(変更後) 駐車場① 午前六時三十分から午後十時

駐車場② 午前六時三十分から翌午前二時三十分

屋上駐車場③ 午前六時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 五か所 位置 図面省略

(変更後) 出入口の数 五か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成三十一年四月一日

ニ 届出年月日

平成三十年八月三十日

二 縦覧期間

平成三十年九月十八日から平成三十一年一月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年九月十八日から平成三十一年一月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課